

地方創生拠点整備交付金の取扱い（案）について

本日（8 月 24 日）閣議決定された平成 28 年度国第二次補正予算に盛り込まれた地方創生拠点整備交付金は、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）において「未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設」として位置づけられたものである。

このたび、その趣旨を踏まえ、地方公共団体が円滑に事業執行できるよう、地方創生拠点整備交付金の取扱い（案）をお示しするものである。

なお、今後、国会における予算等審議の動向等を踏まえ、地方創生拠点整備交付金の本取扱い（案）の内容の変更がありうることに留意願いたい。

I. 基本的な考え方

（１）本交付金は、地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的として創設されたものであり、本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生の更なる深化を目指している。

そのため、本交付金での支援については、地方創生推進交付金の 28 年度採択事業もしくは申請予定事業等（以下、「採択事業等」という。）をはじめとして、未来への投資という経済対策の趣旨に重点を置きつつ、ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する緊急性の高い施設整備等を対象とする。

（２）本交付金による施設整備等は、単なる「ハコモノ行政」ではなく、地方版総合戦略に基づく取組として未来への投資の基盤につながる先導的なものでなければならない。

このため、当該施設については、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方策が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果（例：雇用創出、生産額の増加、生産性向上、移住者の増加及び出生率の向上等）の発現を期待できるものを対象とする。

その際、関連するソフト事業と連携することなどにより、そうした効果の発現を高めることが望まれる。

（３）地方創生の政策５原則を踏まえ、本交付金の対象となる施設については、当該施設の利活用に係る適切かつ具体的な KPI（重要業績評価）の設定及び PDCA サイクルを備えられている必要がある。

その際、当該施設が、採択事業等において明確な位置付けがなされている場合には、当該採択事業等をもって当該施設の利活用方策とすることができる。

Ⅱ. 予算額、補助率

900 億円（事業費ベース：1,800 億円）、1/2

※ 道、污水处理施設、港の整備のための公共事業（30.2 億円）を含む。

Ⅲ. 支援対象

1. 対象事業及び基準

地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、地方創生という観点から未来への投資の基盤となることを明確にしている施設整備等を対象とし、主に（イ）に掲げる施設等に該当し、（ロ）に掲げる留意点を踏まえたものを対象とする。

（イ）対象施設等

地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた（ないしは位置づけられる予定である）事業であって、未来への投資に重点を置きつつ、地方創生の深化に向けて、効果の発現が高い施設等を対象とする。

具体的な例としては、以下のような施設整備等が考えられる。

- ・ ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- ・ 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- ・ 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- ・ 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

（ロ）留意事項

- ① 本交付金は地方単独事業で整備される施設の整備を対象とする。
- ② 本交付金は、原則として、地方公共団体のほか、公共的団体等が整備する施設を対象とする。
- ③ 本交付金による施設整備に関連して、当該施設における地方創生への波及効果を一層高めるために必要なソフト事業については、地方創生推進交付金を活用することを基本とするが、全体の事業費の2割までの範囲であれば、効果促進事業として本交付金による施設整備事業の中で実施しても差し支えない。

2. 対象事業の取扱いについて

- （1）本交付金は地域再生法第5条4項1号及び第13条に基づく法律補助の交付金であるため、本交付金の申請に当たり、対象施設等の利活用方を明示した地域再生計画を

作成する必要がある。

なお、本交付金の申請に伴う地域再生計画等の作成に関する具体的な事務手続きについては、後日、連絡する。

(2) 本交付金においては、採択事業等に位置付けられた施設の整備等を優先して取り扱う。

IV. 交付申請及び上限目安額

(1) 地方公共団体ごとの申請事業数や交付額に上限を設定しないが、1団体当たりの交付上限額については、都道府県では7.5～12.5億円程度（事業費ベース：15～25億円程度）、市区町村では0.3～0.6億円程度（事業費ベース：0.6～1.2億円程度）を目安とする。

ただし、本交付金により整備される施設等を活用した事業について、高い先駆性や地方創生への波及効果が見込まれる場合には、上記の交付上限額の目安を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(2) 11月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定する予定であり、1月中下旬を目途に交付決定を行う予定である。

(3) 対象施設や事前相談のスケジュール等について不明な点については、内閣府地方創生推進事務局に相談して頂きたい。

(4) 本交付金の制度要綱、その他の制度運用、申請書のフォーマット等については、後日、連絡する。

<問い合わせ先>

内閣府 地方創生推進事務局 地方創生拠点整備等交付金担当
03-3581-4213、4214

未来への投資を実現する経済対策【地方創生関連抜粋】

〔平成 28 年 8 月 2 日閣議決定〕

第 2 章 取り組む施策

Ⅲ. 英国の EU 離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

英国の EU 離脱決定に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、また、生産性向上を図るため、国内の中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充する。

「主役は地方、目指すは世界」との志を持って、地域の元気を引き出す地方創生の本格展開に向けた取組を推進する。

(1) ～ (2) 【略】

(3) 地方創生の推進

本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、地方公共団体での先導的な取組を着実かつ強力に推進するとともに、その裾野を広げることが必要である。このため、情報、人材、財政の 3 つの側面を軸に、小さな拠点を始めとする地方創生に向けた取組を推進する。また、地域においてその特性を生かした付加価値の高い産業を創業・形成することにより、雇用機会を創出する。また、予算の執行にあたっては、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を行う。

①未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設

地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進める。

②～⑥ 【略】

⑦国家戦略特区の活用

来年度末までを「集中改革強化期間」として、重点分野における残された岩盤規制改革を実行するとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進める。

第 3 章 各項目の主な具体的措置

Ⅲ. 英国の EU 離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

(3) 地方創生の推進

- ・ 未来への投資に向けた地方創生推進交付金（内閣府）
- ・ 地方創生推進に関する知的基盤の整備（内閣府）
- ・ 地方創生カレッジ等を通じた人材育成・確保（内閣府）
- ・ 地域における付加価値の高い産業の創業（内閣府）
- ・ 地方創生インターンシップの推進（内閣官房）
- ・ 小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援（内閣府）
- ・ 国家戦略特区等による構造改革の加速的推進（経済効果の高いもの等について、特区成果の全国展開等）（内閣府）